



規則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第9号**

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

(様式第3号)(第4条関係)

事業税不均一課税計算書						
氏名						
申請に係る事業年度又は年		年 月 日から 年 月 日まで				
個人の場合		課税標準額 (円)	税率 /100	不均一課税 適用前の税 額(円)	1/2の税率	不均一課税を 適用して計算 した金額(円)
		①	②	①×②	②×1/2 ③	①×③
				(7)		(1)
法 人 の 場 合	摘要	課税標準額 (円)	税率 /100	不均一課税 適用前の税 額(円)	1/2の税率	不均一課税を 適用して計算 した金額(円)
		①	②	①×②	②×1/2 ③	①×③
	所得					
	所	年 万円以下の金額				
	得	年 万円を超え 万円以下の金額				
	割	年 万円を超える金額				
場	収入割					
	収入金額					
合	計			(7)		(1)
不均一課税適用前の税額 (7)						円
不均一課税を適用して計算した金額 (1)						円
(7) の 額 - (1) の 額 (7)						円
不均一課税による控除額の上限 (エ)						円
納付すべき税額 (7) ≤ (エ) の場合 (1) (7) > (エ) の場合 (7) - (エ)						円

- (注) 1 特例条例第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当する場合は、表中「1/2」とあるのは「1/10」と読み替えて記入してください。
- 2 「特定の電気供給業に係る所得金額」欄には、小売電気事業等及び発電事業等に係る所得金額（長野県税条例第36条第3項第2号のイに規定する所得をいいます。）について記入してください。
- 3 「収入金額」欄の上段には電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除きます。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に係る収入金額（長野県税条例第36条第2項に規定する収入金額をいいます。）について、下段には小売電気事業等及び発電事業等に係る収入金額（長野県税条例第36条第3項第1号のア及び第2号のアに規定する収入金額をいいます。）について記入してください。
- 4 「不均一課税による控除額の上限（エ）」欄には、10万円（特例条例第4条第1項の表に掲げる要件に該当する場合は、それぞれの控除額の上限を加算した金額）を記入してください。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙の使用に関する経過措置)
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

消 防 課

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

## 長野県規則第10号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第6」を「第23項並びに別表第6」に改める。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「に関し」

を「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次項及び附則第8項において同じ。)に関し」に改める。

附則第7項中「(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 課

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

## 長野県規則第11号

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成18年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

(様式第4号)(第3条、第4条関係)

事業税課税免除計算書						
法人名						
申請に係る事業年度		年 月 日から 年 月 日まで				
摘要		課税標準額 (円) ①	免除する割合 ②	免除の対象となる課税標準額 (円) ①×② ③	税率 ④	免除の対象となる税額(円) ③×④
所得割	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	軽減税率不適用法人の金額					
	特定の電気供給業 に係る所得金額					
収入割	収入金額					
計			/			⑤
課税免除適用前の税額⑥						円
納付すべき税額⑥ - ⑤						円

(注) 1 「免除する割合」欄には、次のとおり記入してください。なお、「創業等の日等」とは、条例第2条第3項第1号又は第3条第1項に規定する創業等の日又は設立の日をいいます。

課税免除を受けようとする事業年度	割合
創業等の日等から起算して3年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度	3分の3
創業等の日等から起算して4年を経過する日の属する事業年度	3分の2
創業等の日等から起算して5年を経過する日の属する事業年度	3分の1

2 「特定の電気供給業に係る所得金額」欄には、小売電気事業等及び発電事業等に係る所得金額（長野県県税条例第36条第3項第2号のイに規定する所得をいいます。）について記入してください。

3 「収入金額」欄の上段には電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除きます。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に係る収入金額（長野県県税条例第36条第2項に規定する収入金額をいいます。）について、下段には小売電気事業等及び発電事業等に係る収入金額（長野県県税条例第36条第3項第1号のア及び第2号のアに規定する収入金額をいいます。）について記入してください。

様式第7号を次のように改める。

(様式第7号)(第6条関係)

事業税不均一課税計算書						
氏名						
申請に係る事業年度又は年		年 月 日から 年 月 日まで				
個人の場合		課税標準額 (円)	税率 /100	不均一課税 適用前の税額 (円)	1/2又は 1/10の税率	不均一課税を適用 して計算した金額 (円)
		①	②	①×②	③	①×③
				㉞		㉟
法人 の 場 合	摘要	課税標準額 (円)	税率 /100	不均一課税 適用前の税額 (円)	1/2又は 1/10の税率	不均一課税を適用 して計算した金額 (円)
		①	②	①×②	③	①×③
	所得割					円
	所 得 割	年 万円以下の金額				
		年 万円を超え 万円以下の金額				
		年 万円を超える金額				
		軽減税率不適用法人の金額				
収入割	特定の電気供給業 に係る所得金額					
	収入金額					
合計				㉞		㉟
不均一課税適用前の税額 ㉞						円
不均一課税を適用して計算した金額 ㉟						円
㉞の額 - ㉟の額 ㉟						円
不均一課税による控除額の上限 ㉟						円
納付すべき税額 ㉟ ≤ ㉟の場合 ㉟ ㉟ > ㉟の場合 ㉞ - ㉟						円

- (注) 1 「1/2又は1/10の税率」欄には、条例第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当する場合(同表に掲げる要件のいずれにも該当する場合を含む。)は1/10を、同表の第2号に掲げる要件のみに該当する場合は1/2を、「税率」欄の税率に乗じて得た率を記入してください。
- 2 「特定の電気供給業に係る所得金額」欄には、小売電気事業等及び発電事業等に係る所得金額(長野県県税条例第36条第3項第2号のイに規定する所得をいいます。)について記入してください。
- 3 「収入金額」欄の上段には電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に係る収入金額(長野県県税条例第36条第2項に規定する収入金額をいいます。)について、下段には小売電気事業等及び発電事業等に係る収入金額(長野県県税条例第36条第3項第1号のア及び第2号のアに規定する収入金額をいいます。)について記入してください。
- 4 「不均一課税による控除額の上限(エ)」欄には、条例第4条第1項の表に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、それぞれの控除額の上限の合計額を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第12号

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則等の一部を改正する規則

(長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第1条 長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年長野県規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の1を同備考とし、同様式中

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。	を
また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	

確認欄	
(確認等をしましたら、□内にレ印を記入してください。)	に改める。
□ 「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	

様式第4号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

様式第5号中「(請求者)氏名」を「(請求者)氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第7号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第8号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第9号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第10号中「氏名」を

「氏名」に、「年金管理者氏名」を「年金管理者氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第11号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第12号中「氏名」を

「氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第13号中

「(年金受給権者又は年金管理者)氏名」を

「(年金受給権者又は年金管理者)氏名」に改め、同様式

の備考の2を削り、同備考の1中「差しつかえ」を「差し支え」に改め、同1を同備考とする。

(長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部改正)

第2条 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和49年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「氏名」を

「氏名」に改める。

(長野県障がい者福祉センター管理規則の一部改正)

第3条 長野県障がい者福祉センター管理規則(平成10年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名」を

「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

障がい者支援課

食品衛生に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第13号

食品衛生に関する条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生に関する条例施行規則(昭和25年長野県規則第75号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」に改め、同様

式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とする。

様式第3号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」に改め、同様

式の注を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成21年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「ねこ」を「猫」に改める。

様式第2号中「氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」を

「氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」に、「ねこ」を「猫」に、「さく」を「柵」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

様式第3号中「氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」を

「氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」に、「ねこ」を「猫」に改め、同様式の備考を削る。

様式第5号中

「届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」を  
「届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」に

改め、同様式の備考を削る。

様式第6号中「氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」を

「氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第15号

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の一部を改正する規則

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則（平成25年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とする。

様式第2号の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第16号

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公害の防止に関する条例施行規則（昭和48年長野県規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第13条」に、「第15条・第16条」を「第14条・第15条」に、「第17条」を「第16条」に、「第18条」を「第17条」に、「第19条・第20条」を「第18条・第19条」に改める。

第8条中「次に掲げるもの」を「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業」に改め、同条各号を削る。

第12条を削る。

第13条中「様式第5号」を「様式第4号」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、第3章中同条を第13条とし、第4章中第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第5章中第17条を第16条とし、第6章中第18条を第17条とする。

第19条中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、第7章中同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

別表第4の5の備考の1中「第17条第1項第2号」を「第16条第1項第2号」に改める。

別表第7中「（別表第7）」を「（別表第7）（第14条関係）」に改め、同表の排水水の項中「行なう」を「行う」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同表のばい煙の項中「いおう酸化物」を「硫酸酸化物」に、「いおう含有率」を「硫酸含有率」に、「行なう」を「行う」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改める。

様式第1号中「代表者氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」を

「代表者氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」に、

「  $\text{\textcircled{B}}$  電話 局 番  $\text{\textcircled{C}}$ 」を

「  $\text{\textcircled{D}}$  電話  $\text{\textcircled{E}}$ 」に改め、同様

式の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同様式の別紙4中

「  $\text{\textcircled{F}}$  mg/l  $\text{\textcircled{G}}$ 」を「  $\text{\textcircled{H}}$  mg/L  $\text{\textcircled{I}}$ 」に改める。

様式第2号中「代表者氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」を

「代表者氏名  $\text{\textcircled{A}}$ 」に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同様式の別紙1中「KVA」を「kVA」に、「 $\text{\textcircled{J}}$ /h」を「L/h」に改め、同様式の別紙2中「いおう分」を「硫酸分」に、「 $\text{\textcircled{K}}$ /h」を「L/h」に、「 $\text{\textcircled{L}}$ /h」を「 $\text{\textcircled{M}}$ /h」に、「 $\text{\textcircled{N}}$ /h」を「 $\text{\textcircled{O}}$ /h」に、「いおう酸化物」を「硫酸酸化物」に、「 $\text{\textcircled{P}}$ /Nm<sup>3</sup>」を「 $\text{\textcircled{Q}}$ /m<sup>3</sup>」に、「 $\text{\textcircled{R}}$ /Nm<sup>3</sup>」を「 $\text{\textcircled{S}}$ /m<sup>3</sup>」に改め、同別紙2の備考の4を同備考の5とし、同備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」と

いう。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。

様式第2号の別紙3中

「排出ガス量 (Nm<sup>3</sup>/h)」を「排出ガス量 (m<sup>3</sup>/h)」に、「g/Nm<sup>3</sup>」を「g/m<sup>3</sup>」に、「いおう酸化物 (容量tt ppm)」を「硫黄酸化物 (容量比 ppm)」に、「mg/Nm<sup>3</sup>」を「mg/m<sup>3</sup>」に、「いおう酸化物 (Nm<sup>3</sup>/h)」を「硫黄酸化物 (m<sup>3</sup>/h)」に、「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に改め、同別紙3の備考の4を

同備考の5とし、同備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。

様式第3号中「代表者の氏名」を「代表者氏名」に、「電話 局 番」を「電話」に改め、同様

式の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同様式の別紙中「形式」を「型式」に、「KW」を「kW」に、「ℓ/t」を「L/t」に改める。

様式第4号を削る。

様式第5号中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とし、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同様式の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「(第14条関係)」を「(第13条関係)」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に、「電話 局 番」を「電話」に改め、

同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同様式を様式第6号とし、様式第8号を様式

第7号とする。

様式第9号中「及びいおう分」を「及び硫黄分」に、「Nm<sup>3</sup>/h」を「m<sup>3</sup>/h」に、「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に、「g/Nm<sup>3</sup>」を「g/m<sup>3</sup>」に、「mg/Nm<sup>3</sup>」を「mg/m<sup>3</sup>」に改め、同様式の備考中「いおう分」を「硫黄分」に改め、同備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、ばいじん及び塩化水素については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。

様式第9号を様式第8号とする。

様式第10号中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を様式第9号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び同条各号を削る改正規定は、同年6月1日から施行する。

水大気環境課

長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第17号

長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 長野県水環境保全条例施行規則(平成4年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「市町村長」を「市町村長」に改める。

様式第3号中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水大気環境課

公害紛争処理法に基づく事務に係る手数料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第18号

公害紛争処理法に基づく事務に係る手数料の減免等に関する規則の一部を改正する規則 公害紛争処理法に基づく事務に係る手数料の減免等に関する規則(平成12年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 水大気環境課

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

## 長野県規則第19号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「市町村長 ㊦」を「市町村長 ㊦」に改める。

様式第2号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を同備考の5とし、同備考の7を同備考の6とする。

様式第3号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

様式第4号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改め、同様式の備考を削る。

様式第6号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を同備考の5とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 水大気環境課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

## 長野県規則第20号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和60年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 生活排水課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

## 長野県規則第21号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年長野県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 建設政策課

長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

## 長野県規則第22号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則（平成4年長野県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に、「堆積」を「堆積」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とする。

様式第6号中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に、「堆積」を「堆積」に改め、同様式の備考の1を削り、同備考の2を同備考とする。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 都市・まちづくり課

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

## 長野県規則第23号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる書類」の次に「（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」を加え、同項第1号中「（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」を削り、同項第3号及び第4号中「（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」を削る。

第26条第1項第4号中「様式第3号」の次に「（実務経歴証明書

を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)」を加える。

様式第1号中「申請者氏名 (㊟)」を「申請者氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5を同注の4とし、同注の6を同注の5とする。

様式第2号中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5を同注の4とする。

様式第3号中「証明者職名・氏名 (㊟)」を「証明者職名・氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3中「ただし、廃業等により使用者その他これに準ずる者が存在しない場合には、これに代わる適当な書類とすることが出来ます。」を削り、同3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。

様式第6号中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改め、同様式の注を削る。

様式第7号中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注とする。

様式第8号中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注とする。

様式第9号中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注とする。

様式第10号中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改め、同様式の注を削る。

様式第12号中「開設者氏名 (㊟)」を「開設者氏名」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とする。

様式第13号中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改め、同様式の注を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

建築住宅課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第24号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

様式第2号の2中「氏名 (㊟)」を「氏名」に改める。

様式第3号中「氏名 (㊟)」を

「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

様式第6号及び様式第7号中「氏名 (㊟)」を

「氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計課

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第25号

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則(平成4年長野県規則第52号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者氏名 (㊟)」を

「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「代表者がそれぞれ」を削り、「及び名称を記載し、記名押印した」を「、名称、代表者の氏名等を記載した」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

スポーツ課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の塩尻市道野村通線の項の次に次のように加える。

塩尻市道国道蝦ノ子池線	一般国道19号との交差点から塩尻市道八幡池東線との交差点まで
-------------	--------------------------------

様式第2号の2の裏中「第44条及び第75条の8」を「第44条第1項及び第75条の8第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に塩尻市道国道蝦ノ子池線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

### 長野県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「以外」を「(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下この条及び第9条の5第2項第2号において同じ。)以外」に改める。

第9条の3第2項中「承認」の次に「又は子育て部分休暇の承認」を加える。

第9条の4の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第9条の5 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 条例第12条の4第1項の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等
- (2) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)

3 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(介護時間又は第8条第1項の表の第6号の事由に該当する休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該介護時間又は同号の事由に該当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第10条に次の1項を加える。

5 任命権者は、子育て部分休暇の請求について、条例第12条の4第1項に規定する勤務しないことが相当であると認められる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

第11条第7項中「及び第3項」を「、第3項及び第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 職員は、子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、その事由及び期間を明らかにして、書面によりあらかじめ任命権者に請求しなければならない。

第11条の2中「又は第5項」を「、第5項又は第6項」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第10条第2項第6号及び第7号において」を「以下」に改める。

第5条第2項に次の1号を加える。

- (5) 給与条例第3条に規定するパートタイム会計年度任用職員(第10条第2項第11号において「パートタイム会計年度任用職員」という。)であつた期間のうち、勤務時間条例第14条第1項の規定により定められた勤務時間が1週間当たり15時間30分未満であつた期間

第10条第2項第3号中「しなかつた期間」の次に「及び勤務時間条例第13条の規定による子育て部分休暇の承認(第6号において「子育て部分休暇の承認」という。)を受けて勤務しなかつた期間」を加え、同項第6号中「期間及び」を「期間並びに」に改め、「介護休暇」及び「介護時間」の次に「の承認」を加え、「」の「)及び子育て部分休暇の」に改め、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

- (1) パートタイム会計年度任用職員であつた期間のうち、勤務時間条例第14条第1項の規定により定められた勤務時間が1週間当たり15時間30分未満であつた期間

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会事務局